

【実践現場の声】

措置の中で置き去りにされる 子どもの「声」とともに在りたい

高木眞裕*

はじめに

—— 児童心理司に抱いていた希望

私は大学進学を機に上京し心理学を学び始めました。当初はどちらかと言えば実験系の内容に興味関心があったのですが、とある授業にて実際のカウンセリングの事例を用いながら臨床を学ぶ機会があり、人と人とが関わりを持つことでこんな変化が起きるものなのかと衝撃を受けました。元来から人の役に立つ仕事がしたいという思いがあったので、この授業を機に大学院に進学し本格的に心理臨床を学んでいこうと決めました。大学院では色々な実習がありましたが、中でも特に印象に残っているのは乳児院におけるフィールドワークでした。生後間もない赤ちゃんが泣くことで様々な意思表示をしていること、それを大人がびったり合った形で受け止めて照り返していくことで赤ちゃんが発達していくこと、現場の中に入って今まさに生じている事象を取り上げながらアタッチメントの勉強をさせていただいた時間は私にとってかけ

がえのないものになりました。その後、大学院を卒業し、縁があって地元である福井県に戻ってきました。大学院で学んだことが生かせる場所で子どもを対象にした心理職になりたいという思いがあったので、配属先が児童相談所の児童心理司と決まったときにはそれが叶うととても嬉しく思ったものでした。児童相談所という場所に対しては虐待対応というイメージがあったため、アタッチメントの視点が重要だと感じていました。子どもが発する言葉や言葉に留まらない多様な表現に寄り添い、私にできる精一杯で子どもの安定した育ちを育んでいく営みに貢献したいと思っていました。そして、子どもと一緒に未来の道を見つけて進んでいく臨床家を目指して入職しました。

しかし、児童相談所の現場を本当の意味で理解したのは自分が実際に一職員になってからで、心理士の卵からかえったばかりの私にとっては打ちのめされることばかりでした。児童心理司となってから5年目が終わろうとしています、当時の経験を振り返ってみたいと思います。

* 福井県嶺南振興局敦賀児童相談所

児童相談所の人材不足の現状

近年の児童相談所は、児童虐待の増加に伴い、児童虐待防止対策に係る業務の比重が高くなっています。それに伴い急速に人材確保を進めてきており、今後も更なる人材確保が課題となっています（こども家庭庁，2024a, 2024b, 2024c）。経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高く、児童相談所経験がない所長が一定の割合いると言われています。心理的な負担も大きいため、心身の不調や業務上の悩み・不満で退職する者が多くを占めています。指導的立場を担う職員を求める声もありますが、スーパーヴァイズ経験が浅く業務過多で、こちらも人材確保や資質向上が難しい状況です。

福井県も例外ではなく、近年児童相談所職員の増員をはかっていますが、経験の少ない若手がすぐに現場に出ていかなければならない現状があります。さらに、経験が浅いま次の若手の育成を行わなければならぬ現状もあります。異動だけではなく突発的に発生する人材不足によって担当するケースが変更することも少なくはありません。子どもや保護者と安定した関係性を築くこと、継続していくことが簡単ではない実情が、児童相談所の人材確保や人材育成体制によっても起こっている点は、大きな課題であると思われます。

児童心理司の専門性にまつわる葛藤

現在私が務める児童心理司とは、心理に関する専門的な知識と技術を必要とする児童相談所の専門職です。子どもや保護者等からの相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって、子どもや保護者等に対する心理診断、心理療法、カウンセリング、助言指導等を行うことが法律で求められています。実際の日々の業務は、子どもの緊急時、一時保護時、在宅援助時、措置後のアフターケアの各時点で変わってきます。

例えば、通告を受ける等の緊急時には、子どものもとに赴いて状態像を行動観察し、一時保護の適否に係る情報収集や意見聴取を行います。一方、在宅援助においては、家庭訪問によって経過観察をしたり、通所によって子どもに対する心理療法や保護者に対する子どもへの関わり方の助言を実施したりする等ケアの色合いが強くなります。

面接と言ってもその主訴や状況によりスタイルは様々で、面接自体が突発的、不定期に設定されることも珍しくありません。子どもに安心を与えることと実際の事態が動くテンポとの落差がある中で、心理的な側面を扱う難しさがあります。また、「心理職」と聞くと想像されやすいいわゆるカウンセリングを行う個人面接よりもむしろ、アセスメントを行う機会の方が業務の多くを占めます。会議への参加等によって他職種や関係機関にアセスメントを共有しながら、物理的にも心理的にも連携の調整を行うといった役割を求められます。これほどまで柔軟な場面で関わりを持ち、他職種に意見していく機会に直面したことは初めてで、大学院までに培ってきたはずの心理士としての技術では歯が立たない現実に途方にくれました。

たとえ周囲から「心理職」としてのニーズがあっても、職場において自分が期待されている役割とのギャップを感じることもありました。児童相談所ではケースの担当者に児童心理司がつかず児童福祉司のみでの対応となることがあります。それは例えば、乳児や重篤な障がいがある児童等言葉での面接が不可能であるケースの場合や、非行や精神症状の程度が強く深く介入するのは困難だろうと想定されているケースの場合等、心理療法が通用しないと考えられるようなケースで起こる傾向にあります。しかし、このような状況ほど、精神病理の専門知識や子どもの状態の観察から意味を紡ぐ専門性が

必要となります。福祉司の割合の方が多い職場において、自身の未熟さも相まって「心理職」として自身が行いたいと希望する心理支援の理解を得られず、意見を取り合ってもらえない、専門性が発揮できないと感じて葛藤することがありました。

また、子どもたちと関わっていく中で、彼らが抱えている背景の重さを知ったときにはショックを受けました。子どもたちの傷つきを想像しきれていない自分に気づいて憤り、子どもたちにとっての「当たり前」「普通」を理解していくことから始めなければケアの役割が務まらない状況に焦燥感を抱きました。児童相談所の支援が短期間であることも私の不安につながっていたと思います。子どもたちの予後を想像することが難しく、どこをゴールとして目標設定していけばよいのか、子どもだけでなく家族全体をどう見ていけばいいのか、ひいてはこの社会においてどう生きていくのか、ケースに対する包括的な支援をしていくことの難しさを痛感しました。

こうした難しさがありながら、児童心理司は任用資格であるため、臨床心理士や公認心理師といった資格が必須ではありません。児童心理司に共通しているのは、大学等で心理学を専修する学科等を修めて卒業していることに留まります。講義による知識だけでは、児童相談所で出会う複雑なケースの理解やマネジメントはあまりに難しいものです。資格取得者の場合、主に大学院のカリキュラムの中で、実践のトレーニングを積んでいます。それで十分というわけにはいきませんが、様々な事情を抱えたクライアントに出会った経験を持ち、「臨床」を生身で理解する機会を持っていることは、現場で専門性を持って対応を検討していく上で大きな意味があるだろうと思います。

大学院時代までには経験できない業務内容を

実践していくこと、心理士としてのアイデンティティがゆらぎやすい現場であること、新人のうちから重篤なケースを扱い高い専門性が求められること。私はこれらに危機感を覚え、とにかくスーパーヴィジョンを受けたいと思いました。しかし、福井県に戻ってきたばかりでそうしたつながりもなく、まずは職場で先輩の児童心理司に状況を尋ねることにしました。ところが、ケースの検討は担当の児童福祉司と行うのが基本であり、処遇や方針に関わる困難な状況に陥った場合には上席に相談を持ち掛けるようでした。大学院の頃に学んだような、クライアントとの関係性や面接に関する直接的な指導を受けることでケースを理解し、心理職としての専門性を高める場となるスーパーヴィジョンを、日々の業務の中では確保することが難しいように感じました。次に所内の研修の状況を確認しました。福井県では心理を専門とした外部講師を招いて担当者や関係者とともに事例検討を行う研修が年に3回あることが分かりました。これが私の探していたスーパーヴィジョンだと思いましたが、自分が1年のうちに一度でも発表者になれるかどうかの頻度です。この機会だけでは到底間に合わないと思いました。一方児童福祉司には、全員を対象とした任用後研修があることが分かりました。また、児童福祉司として3年以上勤務した者（3年未満であっても職務の行うことが期待される者）に対しては児童福祉司スーパーヴァイザー研修が受けられることになっているようでした。

学部の心理学を学んだだけでは、こうした危機感を抱き、状況をカバーする体制をどう整えるかさえも分からないと感じました。児童心理司の業務は高い専門性を要すると思われませんが、それを担保する仕組みは作られていないと感じました。児童心理司として勤めることになった者は、児童相談所という過酷な現場においてど

のように自分の活動を組み立て、役割を果たしていけばいいのでしょうか。職種の専門性が生きる体制作りと、安全にキャリアを重ねていく仕組み作りが、児童相談所の課題として残っているように感じています。

事例から¹

私がこうした児童心理司の立場に関する課題を痛感し、一方でこの状況でも踏みとどまる覚悟を決めた中学生 A さんとのケースを紹介します。

A さんは母子家庭で、きょうだいと生活をしていましたが、心理的虐待を主訴に一時保護されました。一時保護期間中の 2 週間、2～3 日に 1 度程度の頻度で A さんとの面接が実施されることになりました。A さんは初対面時、私への緊張も不安もなくあっけらかんとした態度でした。机の上に突っ伏しながら顔を上げて、私と視線だけを合わせ、「毎日じゃないけど突然ガオーガオーって現れるの。おうち是不気味で雷が鳴りそう。頑張って怒られるんだ」と遊ぶような口調で訴えました。その言動から、私は A さんの体験している“本来家庭にあるはずの機能が存在せず、安心しきれない不安定な日常”を感じました。その後のプレイセラピーで、A さんは毎回“家”を作り、実際の家での様子をぼつぼつと語りながら戦う物語を展開していました。当初 A さんは外傷がないため重篤な虐待を受ける可能性は否定され、本人も家に帰りたい意思がありました。それでも、プレイセラピーでの様子からは母子の関係による影響は見られており、支援方針を改めて検討したいと考えていました。しかし、子どもの言葉に表された意向が重要視される児童相談所において、

新人の私の抽象表現の理解から懸念を訴える自信はありませんでした。担当の児童福祉司は腑に落ちないながらも私が必死に訴える姿を見て、児童心理司としての意見を尊重してくれました。学部で学ぶ心理学の知識だけではこの抽象表現を理解する知識は得られません。また、児童福祉司の専門性がカバーしている内容も異なります。こうした現状を鑑みれば、一時保護された子どもの体験を支援につなげられる体制は十分に確保されているとは言えないと感じました。

その後 A さんは一時保護解除となり、家庭に復帰しました。A さんは私に「やったー!」とハイタッチをして「私は家族のことが好きだけど、先生と遊ぶの楽しかったからこれからもいいよ」と言って帰宅しました。担当の児童福祉司と相談し、母子ともに隔週で来所にて並行面接を行っていく形で、心理の見立てが反映された支援計画を立てることができました。母親は児童相談所に対して低姿勢で、プレイセラピーに対しての理解を示し、母子ともに児童相談所との関係を前向きに受け入れてくれました。

ところが、面接予定日当日に母親から連絡があり、母子での来所が困難になったため、A のみを家庭訪問や学校訪問で対応してもらえないかと求められました。担当の児童福祉司と私は通所での面接の日程再調整を提案しましたが、母親は A が面接を楽しみにしているという理由で断りました。次の面接から、母親は面接を直前でキャンセルするようになり代わりに予定ではない日に突然来所するようになりました。全く面接ができなくなったわけではありませんでしたが、予期せぬ事態として面接が発生するので、A さんが面接内にて私に約束をしてきてもそれが果たせなくなるようになりました。私は、A さんとセラピストである私の関係性が脅かされているような感覚を抱きました。良いセラピーができたと思ったときほど次にはキャン

1 本事例を扱うにあたり、所属機関の承認を得ています。事例は個人が特定されないよう、差し支えない範囲で内容に変更を加えています。

セルの連絡がくるのが常でした。突然来所して「Aが行きたいって言うから連れてきた」と満足そうに語る母親に憤りを感じることもありました。想像していた以上に母親は手ごわく、無力感に陥る自分に危機感を抱いた私は、この状況を担当の児童福祉司と相談することにしました。児童福祉司もこうした母親とほとんど面接できておらず、キャンセルの電話でようやく母親と話ができる状態でした。これまで児童福祉司は、児童相談所に対する母親の態度は好意的だと判断し、積極的にセラピーの枠組みを確保しようとしてくれていました。しかしこの時点で、面接を継続しない方が良く私が説得されるようになっていました。スーパーヴァイズを受けられないという状況は、こうした異なる専門性を持った者同士のチームが目の前の状況に翻弄され判断に困った際、ケース全体を見渡して助言してくれる存在がいない、ということです。

本ケースの場合は、幸いにも、仕切り直しの場が設定され、再度母親に対して支援計画の中での現在の面接の目的を説明し、母親の意向を確認することになりました。母親は私たちの説明を聞くとため息をつき「私も、Aも、“児相”と関わりたくないんですよ」と言いました。その後、面接に来たAさんは「せっかくこれをしようと思っていたのに！」と面接が続かないことについて私に怒りをぶつけました。私はAさんと面接の在り方について取り扱おうと、作戦を立てようと投げかけました。Aさんは私の提案を受け入れながらも、「でもいいんだ。ママがきつとダメダメって言うよ。雷落ちる」と笑いました。

たとえ関係性により子どもへの影響が懸念されていたとしても、母子にとって児童相談所は自分たちを引き離れた当事者であり、毎回の面接は、母子にとっては再分離の可能性を捨てき

れないものだということに思い至っていませんでした。当時の私は、目の前の子どもの表現を重視し、児童相談所が当事者に与えている影響に思い至らず、保護者や関係者と子どもを最優先にした共同作業ができる現場であると考えていました。しかし現実には、子どもの思いが置き去りにされているからこそ児童相談所が関わっているのであり、思い描いている「協働」は、そう簡単には実現しないのでした。

こうして、ケースを通してこの母親と子の思いをどう捉えるか考えられるようになってきた一方で、具体的にどう面接を進めていくべきか方向性が分からなくなっていました。そこで、心理職の上司に相談したところ、「母親との交渉内容ではなく、交渉自体を取り扱うことだってできる。母親と児童相談所で綱を引っ張り合うのではなく、母親が綱を引っ張ってきたらあえてその力に乗ってあげて意味を見出すことが心理としてできることだと思う」と助言をもらいました。この言葉で、Aさんの悲しみや無力感を一緒に見届けていこうという覚悟が決まりました。母親の希望を尊重しながら面接を設定していくことでケースを途切れさせないことがAさんにとって最も良いのではないかという結論に至りました。

その後は、こちらが特定の日時を確保し、来るかどうかは母親に委ねるよう呼びかけました。すると、キャンセルする日もありながら母親は確実に連絡をくれるようになり、次第に毎週継続的な面接が実現していました。担当の児童福祉司からは、母親は児童相談所を以前より頼る発言があり、プレイセラピーのことを話題に挙げるようになったと聞きました。母親の思いをどう扱うか定まったことで、ようやく安定したセラピーが実現するようになりました。想像もしていなかった展開になりましたが、ここまで来て初めて、私は児童心理司としての最初の一

歩を踏み出せたような気がしました。

事例を通して学んだこと

私は、児童心理司という職業はもっと子どもに寄り添ってセラピーができると思っていました。今となつては、大学院の学内実習等で実現していたそのような環境がいかに恵まれ、整えられた環境であったか、よく理解できます。ですが、このケースに出会った当初は、枠組みの守られなさやスーパーヴァイズ体制が確保できない状況、自身の専門性とは何かといった様々な葛藤に、子どもに寄り添う臨床心理士でありたいと思う自分のアイデンティティさえもゆらいでいました。同時に、ここで出会う子どもたちは変化を望みながらも一緒に過ごす家族を背負って毎日を生きている現実、ようやく向かい合う準備ができました。

子どもたちは自分の家族とともに生きていくのですから、その環境の中で自分たちは何ができるか、何が子どもの最善の利益につながるのか、考えなければなりません。児童心理司としては、子どもの言動全てに耳を澄ませ、心の代弁者になることができると思いました。

そして、児童相談所でできないこと、児童心理司という立場ではできないことを理解する力も必要だと考えられるようになりました。その上で、児童相談所という組織やクライアントが生活する環境を念頭に置いて、受けとめたクライアントのニーズをどう扱うか、他職種とともに検討し、選択していけることが望ましいと思います。臨床心理学をバックグラウンドとする有資格者として、「枠」の重要性を知っていても、それが通用しない現場は少なくありません。児童相談所はその一つですが、有資格である児童心理司として、子どもが再演する日常を汲み取って家庭を理解し、その上で子どもを中心とした支援につなげていけるよう自分にできるこ

とからやっっていこうと思っています。

まとめ

そうは言ってもまだまだ、親子の関係性を扱う現場であるケースの対応や、見立てを共有して方針を検討していく処遇決定において「心理職」がない場合があることは、僭越ながら児童相談所における課題であるかも知れないと感じています。家庭にとってある一時、指導する立場として関わる児童相談所で児童心理司としてできることを考えると、「心理職」はどこか置いてきぼりにされてしまうと、今でも感じます。しかし、思いが置き去りにされてしまっている生活を送る子どもたちの健やかな育ちを長く保障するためには、児童心理司自身がこうした葛藤について扱っていくことも大切なのではないでしょうか。新人だった私は、こうした葛藤に出会った時に、自分の担当の子どもたちのことを考えて歯を食いしばってきたように思います。私がこれに押しつぶされてしまったら誰があの子のことを伝えるのかと、がむしゃらに走ってきました。まずは児童相談所における子どもの措置が判断される機会に児童心理司がその場にいること、目には見えない心がある場所を探して信じ続けていくこと、そして、「心理職」として居られるようにしていけるよう考えていくことが、関わる子どもたちや家族を理解しすくい上げていくことにつながるのではないかと信じています。

▶文献

- こども家庭庁 (2024a). 令和4年度児童虐待相談対応件数 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/b45f9c53/20240926_policies_jidougyakutai_26.pdf (閲覧日: 2024.11.1).
- こども家庭庁 (2024b). 社会的養育の推進に向けて

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/bd79fb76/20250228_policies_shakai-teki-yougo_125.pdf (閲覧日：2024.11.7).

こども家庭庁 (2024c). 児童福祉司等の児童相談所の人材確保・育成・定着 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8267a354-6862-442d-8c7f-51a1ba1cd0fd/566c4125/20241225_councils_shingikai_gyakutai_boushi_8267a354_02.pdf (閲覧日：2024.10.25).